省　令

○総務省令第六十六号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二十五条第一項の規定に基づき、及び同条第二項の規定を実施するため、電波法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年七月六日

総務大臣　川端　達夫

電波法施行規則の一部を改正する省令

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第十一条の二の四第五項第一号中「、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書」に改める。

別表第二号の二3の項中「第4条第12号」の次に「から第12号の3まで」を加え、同表8の項中「第4条第19号」を「第4条第20号」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十四年七月九日から施行する。ただし、別表第二号の二の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　当分の間、改正後の第十一条の二の四第五項に掲げる書類には、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）附則第十五条第一項及び第二十八条第一項の規定により在留カード又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書を含むものとする。

○財務省令第四十七号

国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和三十一年政令第三百三十七号）第十条第四項の規定に基づき、債権管理事務取扱規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年七月六日

財務大臣　安住　淳

債権管理事務取扱規則の一部を改正する省令

債権管理事務取扱規則（昭和三十一年大蔵省令第八十六号）の一部を次のように改正する。

別表第二第一号3中「株式会社国際協力銀行納付金債権」を「株式会社国際協力銀行納付金債権（原子力損害賠償支援機構納付金債権を除く。）」に、「特定タンカー所有者納付金債権」を「特定タンカー所有者納付金債権」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。ただし、別表第二の改正規定中特定タンカー所有者納付金債権に係る部分は、平成二十四年六月二十七日から適用する。

○厚生労働省令第百一号

国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第九十条第一項第五号、第九十条の二第一項第三号、第二項第三号及び第三項第三号並びに第九十条の三第一項第三号並びに国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）附則第十九条第一項第三号及び第二項第三号の規定に基づき、国民年金法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年七月六日

厚生労働大臣　小宮山洋子

国民年金法施行規則の一部を改正する省令

国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第七十七条の七第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三　被保険者が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第一条第一項に規定する配偶者からの暴力を受けたとき。ただし、次に掲げる者が、それぞれ当該各号に該当するときに限る。

イ　被保険者及び世帯主（被保険者又は配偶者）　被保険者の保険料を納付することが困難と認められること。

ロ　配偶者　当該配偶者からの暴力を行った者であること。

附　則

この省令は、平成二十四年七月九日から施行する。

○農林水産省令第四十号

住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第七十七号）の一部及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）の施行に伴い、並びに関係法律の規定に基づき、及び関係法律を実施するため、獣医師法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年七月六日

農林水産大臣　郡司　彰

獣医師法施行規則等の一部を改正する省令

（獣医師法施行規則の一部改正）

第一条　獣医師法施行規則（昭和二十四年農林省令第九十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第二号中「外国人登録法（昭和二十七年法律第百二十五号）第四条第一項の登録を受けていることを証する書面」を「住民票の写し又は住民票記載事項証明書（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項並びに同法第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。）」に改める。

（家畜改良増殖法施行規則の一部改正）

第二条　家畜改良増殖法施行規則（昭和二十五年農林省令第九十六号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第一号中「外国人登録法（昭和二十七年法律第百二十五号）第四条第一項の登録を受けていることを証する書面」を「住民票の写し又は住民票記載事項証明書（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第一号、第二号及び第七号に掲げる事項並びに同法第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。）」に改める。

（家畜商法施行規則の一部改正）

第三条　家畜商法施行規則（昭和三十七年農林省令第四号）の一部を次のように改正する。

第一条第三号及び第七条第四号を削る。

（動物用医薬品等取締規則の一部改正）

第四条　動物用医薬品等取締規則（平成十六年農林水産省令第百七号）の一部を次のように改正する。

第百十五条の八第二項第二号中「外国人登録法（昭和二十七年法律第百二十五号）第四条の三第二項の登録原票の写し又は同項に規定する登録原票記載事項証明書」を「住民票の写し又は住民票記載事項証明書（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項並びに同法第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。）」に改める。

（農業協同組合法施行規則及び水産業協同組合法施行規則の一部改正）

第五条　次に掲げる省令の規定中「役員が日本の国籍を有しない場合には、外国人登録原票の記載事項証明書」を削る。

一　農業協同組合法施行規則（平成十七年農林水産省令第二十七号）第二百二十三条の五第三項第三号

二　水産業協同組合法施行規則（平成二十年農林水産省令第十号）第二百十六条の五第三項第三号

第六条　次に掲げる省令の規定中「届出書」を「申出書」に改める。

一　農業協同組合法施行規則別紙様式第十一号5記載上の注意1

二　水産業協同組合法施行規則別紙様式第十号5記載上の注意1

（米穀の新用途への利用の促進に関する法律施行規則の一部改正）

第七条　米穀の新用途への利用の促進に関する法律施行規則（平成二十一年農林水産省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項第二号及び第八条第二項第二号中「（外国人にあっては、外国人登録証明書の写し）」を削る。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、住民基本台帳法の一部を改正する法律の一部及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行の日（平成二十四年七月九日）から施行する。

（経過措置）

2　第六条の規定による改正後の農業協同組合法施行規則及び水産業協同組合法施行規則は、この省令の施行の日以後に終了する事業年度に係る報告書について適用し、同日前に終了した事業年度に係る報告書については、なお従前の例による。